

ブラジルに輸出する清涼飲料水等に関する 原産地証明書の発行について

1. ブラジルが求める証明事項

ブラジルへの清涼飲料水等（清涼飲料水、粉末清涼飲料及び食酢）の輸出に際しては、ブラジル政府が定める様式による原産地証明書及び分析証明書の添付が求められております。

今般、原産地証明書については農林水産省が発行することになりました。（手続きの詳細は別紙フロー図を参照。）

2. 留意事項

（1）原産地証明書について

清涼飲料水等につき原産地証明書の発行を受けるためには、以下のいずれかに該当する必要があります。

①厚生労働省発行の自由販売証明書を取得している※。

②J A Sマークを取得している。

※自由販売証明書の発行を申請するにあたり、厚生労働省所管の地方厚生局に自由販売証明書発行申請書及びその他必要書類を提出することになりますが、その際、発行申請書上にある「自由販売証明書を提出する輸出相手先国の機関の名称及び住所」には、必ず原産地証明書の提出先であるブラジル側の該当機関及び住所を記入するようお願いします。

なお、証明書発行に関して御不明な点については各地方農政局にお問い合わせ下さい。

（2）製品分析証明書について

製品分析証明書の発行機関については、現在、下記の分析機関で発行可能です。なお、原産地証明書の発行を受けるためには、事前に製品分析証明書の発行を受けなければなりません。

＜ブラジル政府に登録済の分析機関＞

（財）日本食品分析センター、（財）日本冷凍食品検査協会、（財）食品環境検査協会、茨城県工業技術センター、京都市産業技術研究所

(別紙)

ブラジル向けの原産地証明書の発行手続きのフロー

